

## 第 15 号議案

足立区職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 18 年 2 月 22 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

足立区職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和 49 年足立区条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「及びその準備」を削る。

付 則

この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

（提案理由）

職員団体のための職員の行為の制限の特例から適法な交渉のための準備行為を除く必要があるので、この条例案を提出いたします。